

# ふるさと納税制度とは

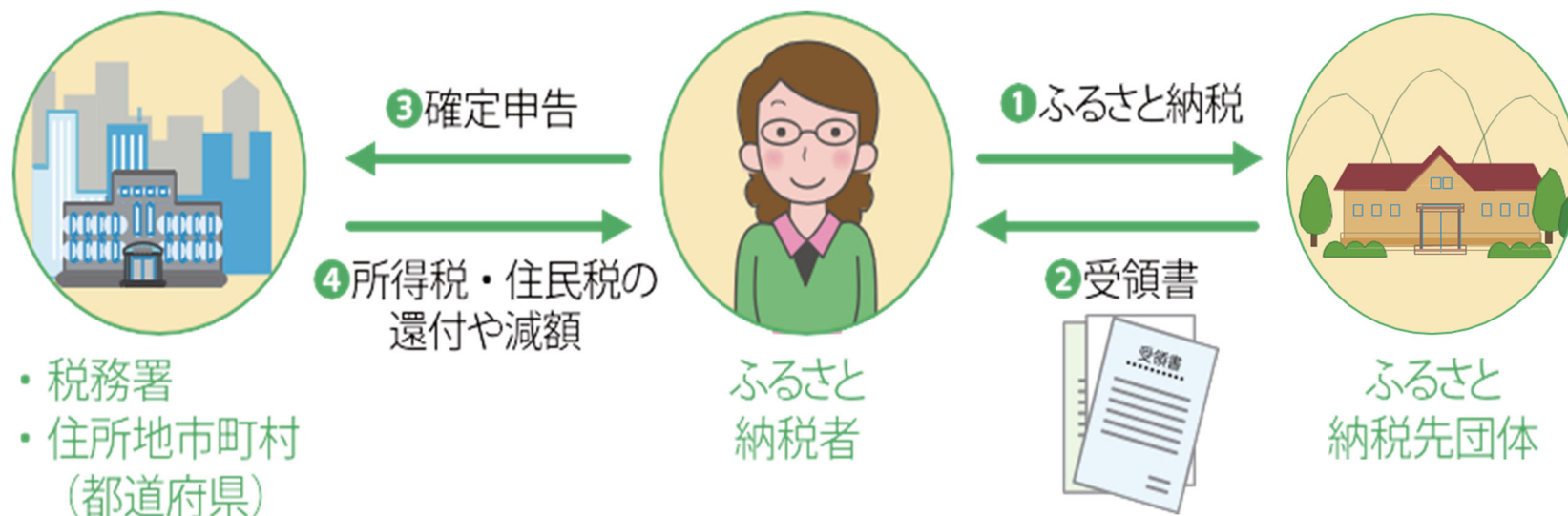
## 制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

## 制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。

### 【ふるさと納税の流れ(イメージ)】

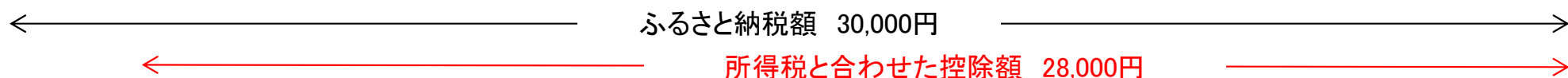


# ふるさと納税の概要について

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

※ 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、ワンストップ特例制度(給与所得者等の寄附者が、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組み)を創設

## 【控除イメージ<sup>(※1)</sup>】



適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減 <sup>(※3)</sup>	【個人住民税】 税額控除 (基本分) <sup>(※3)</sup>	【個人住民税】 税額控除(特例分)	所得割額の 2割を限度
2,000円	(30,000円 - 2,000円) × 20% <sup>(※2)</sup> = 5,600円	(30,000円 - 2,000円) × 10% = 2,800円	(30,000円 - 2,000円) × (100% - 10% - 20%) <sup>(※2)</sup> = 19,600円	

※1 年収750万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

## 【全額<sup>(※)</sup>控除されるふるさと納税額(年間上限の目安)】<sup>(※)</sup>2,000円を除く

給与収入	ふるさと納税		
	独身	夫婦+子1人	夫婦+子2人
500万円	6.1万円	4.0万円	2.8万円
750万円	11.8万円	8.7万円	7.6万円
1,000万円	18.0万円	15.7万円	14.4万円
2,000万円	56.9万円	55.2万円	53.6万円

# ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月～】

## 法律改正前

○地方団体への寄附は、  
全てふるさと納税の対象

- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争  
の過熱

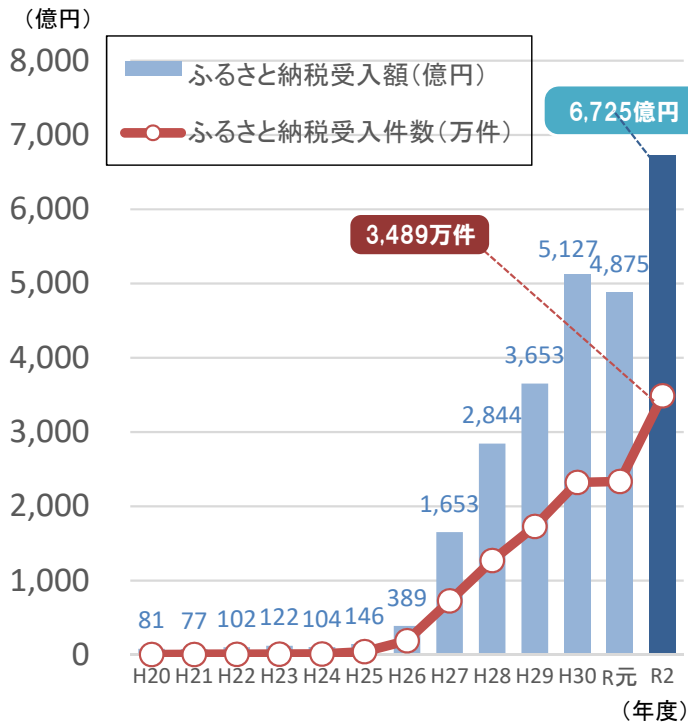
H29、H30の2度にわたる  
総務大臣通知において  
良識ある対応を要請

制度の  
健全な発展を図る必要

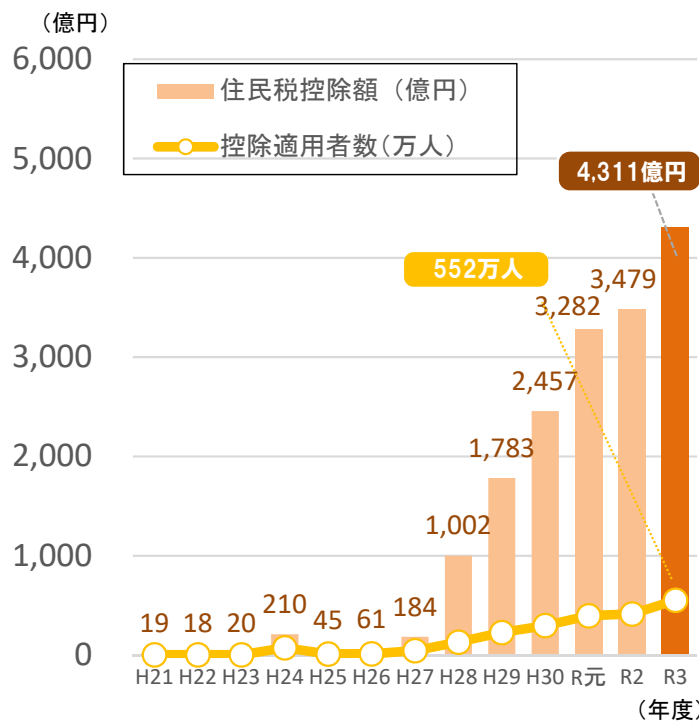
## 法律改正後（令和元年6月1日施行）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を  
総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

### ○受入額及び受入件数の推移



### ○住民税控除額及び控除適用者の推移



### ○総務大臣による指定の基準

#### 基準①

#### 募集適正基準

- ① 制度趣旨に沿った募集の方法
- ② 経費総額5割以下

#### 基準②

#### 返礼割合3割以下基準

#### 基準③

#### 地場産品基準

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、指定を取消し

# (参考) 令和2年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体

(単位: 百万円、件)

団体名		受入額	受入件数
宮崎県	都城市	13,525	603,807
北海道	紋別市	13,393	867,064
北海道	根室市	12,546	723,336
北海道	白糠町	9,737	658,624
宮崎県	都農町	8,268	416,028
山梨県	富士吉田市	5,831	232,917
山形県	寒河江市	5,676	266,601
兵庫県	洲本市	5,398	347,339
兵庫県	加西市	5,338	128,444
静岡県	焼津市	5,218	261,365
鹿児島県	志布志市	5,113	217,136
鹿児島県	大崎町	4,981	350,189
新潟県	燕市	4,902	158,175
岐阜県	関市	4,892	187,886
佐賀県	上峰町	4,442	244,735
佐賀県	唐津市	4,407	283,626
福岡県	飯塚市	4,377	376,968
鹿児島県	南さつま市	4,301	240,247
和歌山県	有田市	4,098	327,754
北海道	弟子屈町	3,971	225,066

# (参考) 令和3年度課税における市町村民税控除額の多い20団体

(単位: 百万円、人)

団体名		市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県	横浜市	17,695	260,253
愛知県	名古屋市	10,649	151,052
大阪府	大阪市	9,176	156,485
神奈川県	川崎市	8,171	124,150
東京都	世田谷区	6,074	86,796
埼玉県	さいたま市	5,405	84,122
福岡県	福岡市	5,354	84,786
兵庫県	神戸市	5,225	85,785
北海道	札幌市	5,135	92,946
京都府	京都市	4,977	77,526
東京都	港区	3,898	33,933
千葉県	千葉市	3,531	50,040
東京都	江東区	3,287	57,000
広島県	広島市	3,270	54,521
東京都	大田区	3,198	62,742
東京都	品川区	3,074	50,566
東京都	渋谷区	3,050	27,799
東京都	杉並区	3,016	53,102
宮城県	仙台市	2,853	46,437
東京都	目黒区	2,737	35,370

## ふるさと納税の対象団体の指定の取消しに係る関係条文

### ○ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(寄附金税額控除)

#### 第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一・二 略

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

### ○ 「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて(通知)」(総税市第41号令和3年6月18日)

問32 指定の取消しについては、どのような基準に基づき行われることになるのか。

(答) 指定対象期間において、法定返礼品基準(地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準)又は募集適正基準(地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準)のいずれかに適合しなくなつたと認められる場合には、基準違反が事務的なミスによるものであることや基準違反により受領した寄附金の額が僅少であることなど特段の事情がない限り、指定を取り消すものとする。

# ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和元年6月改正後の地方税法)

(寄附金税額控除)

## 第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

全ての地方団体に対する基準

基準① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

基準② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

基準③ 返礼品は地場産品とすること



## ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文

### ○ 平成三十一年総務省告示第百七十九号

(返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法)

**第四条** 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。

### ○ 「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて(通知)」(総税市第41号令和3年6月18日)

**問15** 「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合」(告示第4条第1号)に該当するような具体例はどのようなものか。

(答) 例えば、調達費用とは別に「サービス向上費」等の名目で、返礼品事業者に対して支払いが行われ、当該経費が実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合等が該当する。